



国空交企第28号
国空制第50号
防防訓第779号
令和元年5月21日

K空域／試験空域（R-144を含む。）及び調整空域Eの運用に
関する覚書に関する確認事項

国土交通省航空局交通管制部交通管制企画課長



国土交通省航空局交通管制部管制課長



防衛省防衛政策局訓練課長

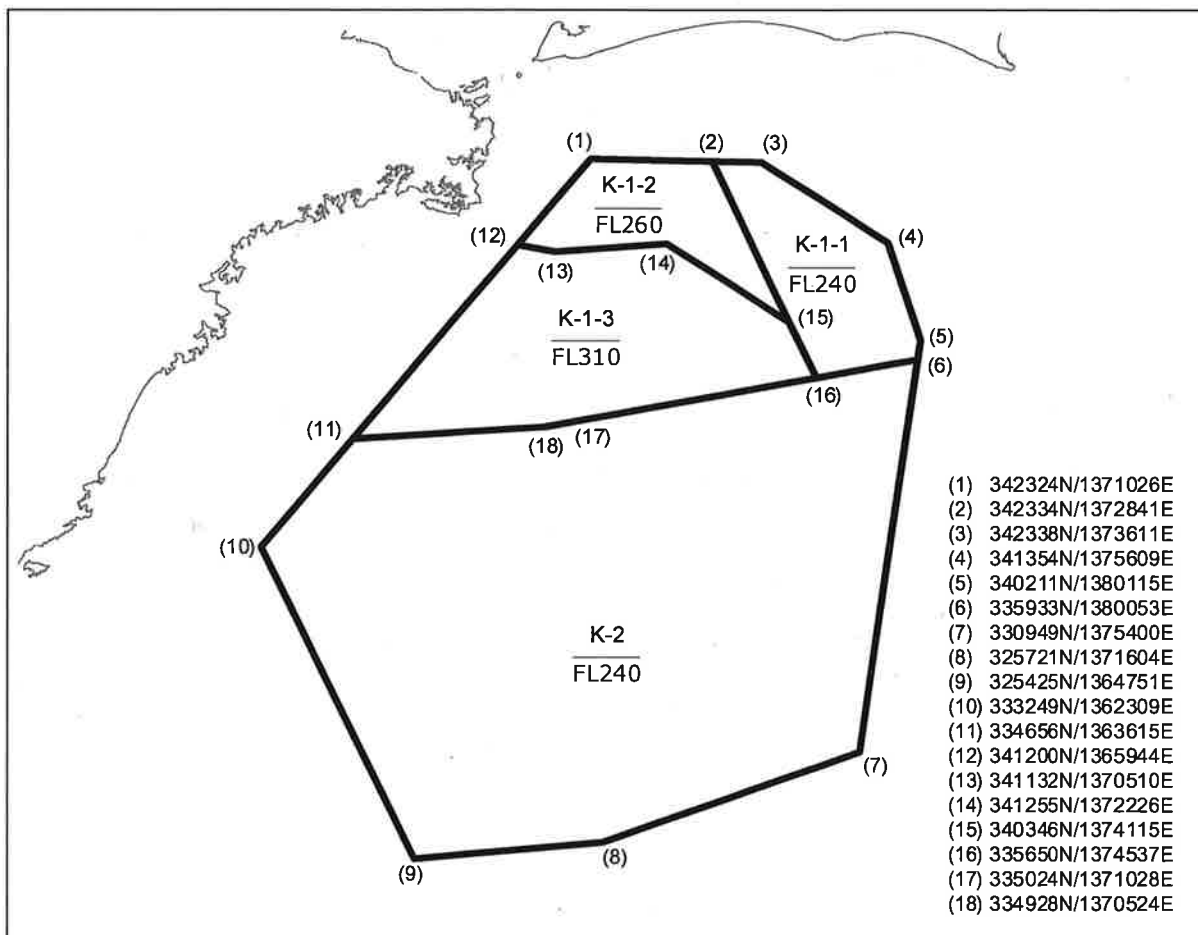


国土交通省と防衛省は、国空制第25号（令和元年5月15日）及び防防訓第771号（令和元年5月17日）の協議・回答により、「K空域／試験空域（R-144を含む。）及び調整空域Eの運用に関する覚書」（平成15年2月4日締結、国空保第1185号、国空制第621号及び運訓第686号）第1項について、令和元年7月18日から下記のとおり変更されることを確認する。なお、令和元年7月17日限りで「K空域／試験空域（R-144を含む。）及び調整空域Eの運用に関する覚書に関する確認事項」（平成21年8月17日付け）を廃止する。

記

1. K訓練／試験空域の範囲を示す付図第1について、別紙のとおり変更する。
2. K-1訓練／試験空域の存続時間を以下のとおり変更する。
K-1-1及びK-1-2 日本標準時7時から18時30分
K-1-3 日本標準時7時から21時
3. (1)イにより調整される空域について、K-1-2及びK-1-3の上限高度を超える空域を使用する場合とする。

K訓練／試験空域の範囲



K訓練／試験空域の範囲は、**——** で囲まれた部分である。

存続時間は、K-1-1 及び K-1-2 は 0700～1830(日本時間)であり、K-1-3 及び K-2 は 0700～2100(日本時間)である。また、K-1-2 は 1630(日本時間)以降、K-1-3 は 1830(日本時間)以降、上限高度が FL240 となる。

整備試験飛行等で K-1-2 及び K-1-3 の上限高度を超える空域を使用する場合は、国土交通省航空交通管理センターと航空自衛隊中部航空方面隊との調整によるものとする。

* 座標は WGS-84